

島根県環境資金融資実施要領

制 定 平成 11 年 3 月 31 日

この要領は、島根県環境資金融資要綱（平成 11 年 3 月 30 日島根県告示第 251 号、以下「要綱」という。）に基づき、環境資金の融資に関し必要な事項を定めるものとする。

（取扱金融機関）

第 1 条 環境資金融資は、取扱金融機関の各店舗において取り扱うものとする。

（製造業等）

第 2 条 要綱第 2 条第 3 号に規定する知事が別に定める業種は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる中分類 89－自動車整備業とする。

（資金措置）

第 3 条 環境資金の運用に必要な資金の取扱金融機関への預託は、別紙預託契約書により行うものとする。

2 要綱第 3 条第 1 項に規定する知事の定める倍率は、別に締結する契約で定めるものとする。

（融資対象者）

第 4 条 申請者が法人である場合は、島根県県税条例（昭和 51 年 3 月 23 日島根県条例第 10 号）第 7 条の規定に基づく法人設立の届出を行っていないなければならない。

（融資対象事業費）

第 5 条 別表の融資対象事業費の欄（以下「融資対象事業費」という。）第 1 号の公害を防止するために必要な施設・設備（以下「公害防止施設等」という。）とは、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下等を防止するための施設・設備とする。

2 融資対象事業費第 2 号の対象事業費については、次の各号に留意するものとする。

- (1) 対象事業費に該当する運転資金についても対象とする。
- (2) 使用状況の調査については実施後の申請も可能とする。
- (3) 除去等の措置に伴う建築物の修復、解体等の経費についても対象とする。

3 融資対象事業費第 5 号に係る融資について、P C B 濃度の測定に要する経費は融資の対象としない。

4 融資対象事業費第 7 号の経費については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 空調設備、照明設備及び冷蔵冷凍設備であって、法定耐用年数を経過したものの更新は、従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を 5 パーセント以上節減する効果があるものとみなす。
- (2) E S C O 事業によるものも対象とする。
- (3) 車輛については、融資対象事業費第 10 号の規定によるものとする。

5 融資対象事業費第 8 号に係る自然エネルギー利用施設・設備とは太陽光、太陽熱、風力、波力、地熱、水力、雪氷熱、バイオマス熱、海洋温度差等を利用した施設・設備とする。

6 融資対象事業費第 9 号のリサイクルエネルギー利用施設・設備とはコージェネレーション（熱電供給システム）、廃棄物熱、廃棄物燃料、温度差エネルギー等の未利用エネ

ルギーを利用した施設・設備とする。

7 融資対象事業費第 10 号に規定する低公害車は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車又はハイブリッド自動車

(2) 車両総重量 3.5 t 以下のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するもの

ア 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に基づき国土交通省の定める平成 17 年排出ガス基準（以下「平成 17 年基準」という。）に対し、50%以上の低減を達成した自動車（別表図 1 又は図 2 のステッカーの交付を受けられるもの）

イ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に基づき国土交通省の定める平成 21 年排出ガス基準（以下「平成 21 年基準」という。）に適合している自動車

(3) 車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車又はガソリン自動車で、次のいずれかに該当するもの

ア 平成 17 年基準に対し、NO_x（窒素酸化物をいう。以下同じ。）及びPM（粒子状物質をいう。以下同じ。）につき 10%以上の低減を達成した自動車（別表図 3 のステッカーの交付を受けられるもの）

イ 平成 17 年基準に対しNO_x又はPMにつき 10%以上の低減を達成し、かつ、自動車検査証に平成 27 年度燃費基準達成車であることが記載されている自動車（別表図 4 又は図 5 のステッカーの交付を受けられるもので、かつ、同表図 6 のステッカーの交付を受けられるもの）

ウ 平成 21 年基準に適合している自動車

8 融資対象事業費第 12 号に係る融資について、土地のみの取得は融資の対象としない。

9 リース、割賦払並びに延払による土地、家屋及び償却資産の取得費は、融資対象事業費に含めることはできないものとする。

10 融資対象事業に係る消費税、仲介料、登記費用等についても固定資産として台帳登録する場合には、融資対象事業費に含めることができるものとする。

11 中古償却資産の取得は、原則として融資の対象としないが、その資産の取得が事業運営上特に必要と認められる場合に限り、融資の対象とするものとする。ただし、その場合の取得する資産の償却年数は、取得時における残存償却年数とする。

12 やむをえない事由により申請前に投下固定資本の取得をしようとする場合は、事前着手届（様式第 3 号）を取扱金融機関を経由して知事に提出していなければ、その取得を融資の対象としないものとする。

13 借受者は、融資実行日から 2 年以内に融資対象事業費の支払を完了しなければならない。

（融資条件）

第 6 条 融資限度は、1 事業計画に対するものとする。

2 融資金額は、10 万円単位とする。

3 償還金額は、万円単位とする。

4 当該資金について保証協会が保証を付与する場合であっても、次の各号に定める保証の対象となる融資の場合には、責任共有制度の対象とならないものとする。

(1) 中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号。以下「保険法」という。）第 3 条

の3に規定する特別小口保険に係る保証

- (2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第1号から第6号までのいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。)
 - (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第12条第1項に規定する災害関係保証
 - (4) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第4条第1項に規定する創業等関連保証及び産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第115条第1項に規定する創業関連保証(同項に規定する支援創業関連保証及び同法同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。)
 - (5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
 - (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
 - (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
 - (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
 - (9) 経営力強化保証制度要綱(20120918中庁第1号)に規定する経営力強化保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
 - (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱(20140114中庁第2号)に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であって保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
- 5 保証料率は、保証委託の対価として計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもとする。

(融資手続き)

第7条 要綱第7条第1項の申込書は、様式第1号によるものとする。ただし、申込者が中小企業者以外の場合にあつては、様式第2号によるものとする。

- 2 要綱第7条第2項の市町村長の意見書は、工場を移転する区域を管轄する市町村長の意見書(様式第6号)によるものとする。
- 3 中小企業者の融資手続きについては、制度融資の例による。ただし、申込先が作成する意見書については、島根県環境資金融資意見書(様式第5号の2)によるものとする。
- 4 中小企業者以外の融資手続きについては、次のとおりとする。
 - (1) 申込先は、第1項の申込書の提出を受けたときは、融資実行意見書(様式第5号)を作成の上添付し、認定者に送付するものとする。
 - (2) 認定者は、前項の意見書の送付があつた場合において、内容を審査の上適当と認められた時は、事業実施計画及び融資条件について認定し、第1項の申込者、取扱金融機関

及び市町村長（融資対象事業費第12号に係る融資に限る。）に対し、その旨を通知するものとする。

（融資実行）

第8条 借受者（中小企業者以外に限る。第9条から第13条において同じ。）は、取扱金融機関との間で繰上償還に関し別紙特約書（様式第7号）を締結しなければならない。

2 取扱金融機関は、融資（中小企業者以外に限る。）を完了したときは、完了した日から10日以内に融資実行報告書（様式第8号）を認定者に提出しなければならない。

3 取扱金融機関は、8月末及び2月末の融資状況について、翌月の10日までに融資状況報告書（様式第9号）を知事に報告しなければならない。

（事業計画の変更等）

第9条 借受者が、環境資金の融資に係る事業内容を変更しようとする場合には、事業実施計画変更申請書（様式第10号）を取扱金融機関を経由して認定者に提出しなければならない。

（繰上償還）

第10条 借受者が、環境資金の融資に係る事業計画の全部又は一部を中止しようとする場合には、事業実施計画中止届出書（様式第11号）を取扱金融機関を経由して認定者に提出しなければならない。

第11条 借受者が、止むを得ない事由により環境資金の融資により取得した施設等を、売却又は他に譲渡しようとするときは、融資対象施設等処分承認申請書（様式第12号）を取扱金融機関を経由して認定者に提出しなければならない。

2 取扱金融機関は、要綱第13条の規定に基づき借受者より環境資金の返還があった場合は、返還のあった日から7日以内に繰上償還報告書（様式第13号）を認定者に提出しなければならない。

（完了報告）

第12条 借受者は、融資対象事業費の支払を完了したときは、完了した日から20日以内に関係証拠書類の写しを添えて事業完了報告書（様式第14号）を認定者に提出しなければならない。

（変更事項届出）

第13条 借受者は、商号又は名称の変更等の事業活動に係る変更事項が生じた場合には、その変更事項が生じた日から10日以内に変更事項届出書（様式第15号）を認定者に提出しなければならない。

（損失補償）

第14条 県が要綱第16条の規定により保証協会に対して行う損失補償額は、次の各号に定める額の10分の9以内とする。

(1) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において部分保証方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済又は責任共有制度の対象とならない融資において実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額

(2) 保証協会が、責任共有制度の対象となる融資において負担金方式を選択する金融機関に対して実施した代位弁済については、その代位弁済額から日本政策金融公庫からの保険給付額を控除した額の5分の4に相当する額

2 その他必要な事項については別途契約を締結して定めるものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、適宜、関係者が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年9月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月9日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

別表

| | | |
|------------|--|---|
| <p>図 1</p> | <p>平成 17 年排出ガス基準 50%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 以下のディーゼル自動車・ガソリン自動車）</p> |  <p>低排出ガス車 平成17年排出ガス基準 50%低減 国土交通大臣認定車</p> |
| <p>図 2</p> | <p>平成 17 年排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 以下のディーゼル自動車・ガソリン自動車）</p> |  <p>低排出ガス車 平成17年排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車</p> |
| <p>図 3</p> | <p>平成 17 年基準NO_x & PM10%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車・ガソリン自動車）</p> |  <p>低排出ガス重量車 平成17年基準NO_x & PM10%低減 国土交通大臣認定車</p> |
| <p>図 4</p> | <p>平成 17 年基準NO_x 10%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車又はガソリン自動車）</p> |  <p>低排出ガス重量車 平成17年基準NO_x 10%低減 国土交通大臣認定車</p> |
| <p>図 5</p> | <p>平成 17 年基準PM10%低減 国土交通大臣認定車（車両総重量 3.5 t 超のディーゼル自動車又はガソリン自動車）</p> |  <p>低排出ガス重量車 平成17年基準PM10%低減 国土交通大臣認定車</p> |
| <p>図 6</p> | <p>平成 27 年度燃費基準達成車</p> |  <p>平成27年度 燃費基準達成車</p> |